第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	48,400,000
計	48,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成15年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成15年 6 月20日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	17,531,000	17,531,000	東京証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	17,531,000	17,531,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づく新株引受権

当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を発行している。

株主総会の特別決議日(平成13年6月22日)				
	事業年度末現在	提出日の前月末現在		
	(平成15年3月31日)	(平成15年5月31日)		
新株予約権の数				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	136,000株 (注)1、4	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1,518円 (注) 2 、 4	同左		
新株予約権の行使期間	平成14年2月1日から 平成16年7月31日まで (注)4	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,518円 資本組入額 759円	同左		
新株予約権行使の条件	(注) 3	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入その 他の処分は認めない。	同左		

(注) 1 権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、未行使の新株引受権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割または併合の比率

2 権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債、新株予約権および旧商法第280条 ノ19の規定に基づく新株引受権の権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整 し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 + 新規発行株式数×1株当たり払込金額 株式数 + 1株当たり時価

調整後発行価額 = 調整前発行価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

また、権利付与日以降、株式の分割または併合が行われる場合、発行価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- 3 対象者が当社の取締役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合(以下、「地位の異動」という。)には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。
 - イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
 - ロ・会社都合により任期満了前、または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
 - 八・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。
 - 対象者が死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとする。
 - 新株引受権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
 - この他の権利行使の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
- 4 権利付与日以降、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、または株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他の必要が生じた場合は、合理的な範囲で新株引受権の目的たる株式の数、新株発行価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の権利を失効させることができるものとする。

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年6月20日)				
	事業年度末現在	提出日の前月末現在		
	(平成15年3月31日)	(平成15年5月31日)		
新株予約権の数	570個 (注) 1	同左		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	57,000株 (注)2	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1,612円 (注) 3	同左		
新株予約権の行使期間	平成14年2月1日から 平成16年7月31日まで	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,612円 資本組入額 806円	同左		
新株予約権行使の条件	(注) 4	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同左		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

3 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行(商法第280条ノ20および第208条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行 + 新規発行株式数×1株当たり払込金額 株式数 + 1株当たり時価

調整後払込価額 = 調整前払込価額 ×

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合(以下、「地位の異動」という。)には権利行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。
 - ロ・会社都合により任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利 行使できる。

ハ・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとす る。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則認めない。

その他の条件は、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する 「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年8月31日 (注)	1,000	17,531,000	0	1,908	0	2,694

⁽注) 新株予約権の権利行使による増加

(4) 【所有者別状況】

亚成15年3月31日租在

								T112 10 T 3 /	10 1 1 1 1 L
	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満
区分	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国 法人等	外国法人 等のうち 個人	個人 その他	計	株式の状況 (株)
株主数 (人)	0	47	23	80	29	3	3,626	3,805	
所有株式数 (単元)	0	20,584	1,473	111,335	6,647	33	35,264	175,303	700
所有株式数 の割合(%)	0.00	11.74	0.84	63.51	3.79	0.01	20.12	100.00	

- (注) 1 「単元未満株式の状況」の欄には自己株式51株が含まれております。
 - 2 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
伊藤忠商事(株)	東京都港区北青山2丁目5番1号	6,032	34.40
伊藤忠テクノサイエンス(株)	東京都千代田区富士見1丁目11番5号	2,130	12.15
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワー Z 棟	678	3.86
(株)第一勧銀情報システム	東京都文京区白山5丁目16番6号	544	3.10
富士通㈱	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号 (丸の内センタービル)	460	2.62
(株)西友	東京都豊島区東池袋3丁目1番1号	397	2.26
川崎製鉄㈱	兵庫県神戸市中央区北本町通1丁目1番28号	343	1.95
古河電気工業(株)	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	327	1.86
CRC従業員持株会	東京都江東区南砂2丁目7番5号	303	1.73
シーエムビー アイルランド スペシャル ジャスディック レンディング アカウント (常任代理人 ㈱みずほコー ポレート銀行兜町証券決済業 務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND	238	1.36
計		11,455	65.34

⁽注) 上記の所有株式数は、平成15年3月31日現在の株主名簿に基づき、記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年3月31日現在

			「ルバローラブ」の「ロル江
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,530,300	175,303	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 700		同上
発行済株式総数	17,531,000		
総株主の議決権		175,303	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株が含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式51株が含まれております。

【自己株式等】

平成15年3月31日現在

				1 /3% 1	
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

旧商法第280条 J 19及び当社定款第 7 号の規定に基づき、平成13年 6 月22日第43回定時株主総会終結時に在任する当社取締役、同総会終結後最初に開催される取締役会において執行役員に選任される使用人、および同総会終結時に在職する当社使用人のうち、平成13年 4 月 1 日時点において部長クラス以上の社内資格を保有する者および新しい技術・特許等で将来の業績向上に貢献できると当社が認定する者に対して付与することを、平成13年 6 月22日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成13年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名 執行役員 9名 使用人 63名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	137,000株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

商法第280条 J 20 および第280条 J 21 の規定に基づき、当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年 6 月20日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名当社監査役2名当社使用人9名当社子会社の取締役14名当社子会社の監査役1名当社子会社の使用人5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、当社および当社連結子会社の取締役、監査 役、および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月19 日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年 6 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社および当社連結子会社の取締役、監査役、および使用人 人数は取締役会において決定する。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	10,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成16年2月1日から平成19年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により新株予約 権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で 権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の 端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割または併合の比率

- 2 新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個の株 式数を乗じた金額とする。
 - 1株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く) における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満 の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(取引が成立しない場合は、それに 先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株を発行(商法第280条ノ20および第208条ノ21の規 定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)または、自己株式を処分するときは、次の算式により払込 金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行 新規発行株式数×1株当たり払込金額 株式数 1株当たり時価

調整後払込価額 = 調整前払込価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式 の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己 株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって 次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込価額 = 調整前払込価額× 分割または併合の比率

- 新株予約権の割当てを受けた者が当社および当社連結子会社の取締役、監査役または使用人たる地位 3 を喪失した場合、権利行使については、当該地位喪失の原因に従いそれぞれ以下のとおりとする。但 し、対象者が地位の喪失と同時に当社の取締役・監査役・使用人となった場合、関係会社の取締役・ 監査役に就任した場合、または関係会社に転籍した場合(以下、「地位の異動」という。)には権利 行使することができ、当該地位の異動後の地位を喪失した場合はその原因に従い以下のとおりとする。

 - イ・自己都合、解任または懲戒解雇により地位を喪失した場合は、権利行使できない。 ロ・会社都合により、任期満了前または定年前に地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り 権利行使できる。
 - 八・任期満了または定年により地位を喪失した場合は、地位喪失後1年間に限り権利行使できる。 新株予約権者が在籍中に死亡した場合、死亡時より1年間に限り、相続人は権利行使できるものとす

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則認めない。

その他の条件は、本総会決議および取締役決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新 株予約権割当契約」に定めるところによる。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

イ 【株式の種類】

普通株式

(イ) 【定時総会決議による買受けの状況】

平成15年6月19日現在

区分	株式数	価額の総額
定時株主総会での決議状況 (平成14年 6 月20日決議)	50万株	10億円
前決議期間における取得自己株式	0株	四0
残存授権株式の総数及び価額の総額	50万株	10億円
未行使割合	100%	100%

- (注) 1 上記授権株式数の前定時株主総会終結日現在の発行済株式総数に対する割合は2.85%であります。
 - 2 未行使割合が100%であるのは、機動的な資本政策の遂行を目的としておりましたが、前決議期間中にその必要がなかったためであります。
 - (ロ) 【子会社からの買受けの状況】 該当事項はありません。
 - (八) 【再評価差額金による消却のための買受けの状況】 該当事項はありません。
 - (二) 【取得自己株式の処理状況】 該当事項はありません。
 - (ホ) 【自己株式の保有状況】 該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

平成15年6月19日現在

			1 100 1 07 3 10 11 70 12
区分	株式の種類	株式数	価額の総額
自己株式取得に係る決議	普通株式	50万株	10億円
再評価差額金による消却のため			
の買受けに係る決議			
計			10億円

- (注)上記授権株式数の当定時株主総会終結日現在の発行済株式総数に対する割合は2.85%であります。
- (2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】 該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】 該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社グループは、情報サービス産業における急激な技術革新に対応した情報技術開発や新規事業推進のため、内部留保を充実するとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要方針として位置付けており、連結経営を重視し、かつ業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。連結配当性向につきましては、20%を目処としております。

この結果、当期は20円の配当となり、単体配当性向は25.0%、自己資本利益率は13.4%、株主資本配当率は3.2%となります。

内部留保金につきましては、これらを有効活用することにより、変化する経営環境のなかでの競争力を強化し、将来の業績向上を通して株主の皆様への積極的な利益還元を図ってまいりたいと存じます。

(注) 当期の中間配当に関する取締役会決議日 平成14年10月31日

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第41期	第42期	第43期	第44期	第45期
決算年月	平成11年3月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
最高(円)	1,500	3,590	2,400	1,880	1,770
最低(円)	737	1,320	1,080	1,052	995

⁽注) 最高・最低株価は、平成12年12月25日以前は日本証券業協会公表のものであり、平成12年12月26日以降は、 東京証券取引所市場第二部における株価、平成14年9月2日以降は東京証券取引所第一部における株価を 記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成14年 10月	11月	12月	平成15年 1月	2月	3月
最高(円)	1,482	1,560	1,588	1,425	1,260	1,197
最低(円)	1,228	1,230	1,230	1,220	1,079	995

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (千株)
取締役	会長	北島光弘	昭和12年12月24日生	平成 4年 6月 平成 7年 4月 平成 8年 6月 平成 9年 6月 平成13年 6月 平成14年 6月	伊藤忠商事㈱取締役 同社常務取締役 当社専務取締役 代表取締役副社長 代表取締役副社長 副社長執行役員 取締役会長(現任)	10.5
代表取締役	社長執行役員	杉山尋美	昭和20年4月1日生	平成6年7月 平成11年4月 平成11年6月 平成13年6月 平成13年6月 平成14年6月	伊藤忠商事㈱マルチメディア事業部長 同社宇宙・情報・マルチメディアカ ンパニー エグゼクティブバイスプ レジデント 同社執行役員 当社顧問 取締役 常務執行役員 代表取締役社長 社長執行役員(現任)	3.5
代表取締役	専務執行役員 社長補佐 営業全般 (兼)金融・応 用システム事 業部長	小菅和夫	昭和21年9月8日生	昭和40年 4 月 平成 8 年 4 月 平成 10年 6 日 平成12年 6 日 平成13年 6 日 平成15年 4 月 平成15年 4 月	当社入社 企業システム第1事業部長 流通システム第1事業部長 取締役 産業流通事業部長 常務取締役 取締役 常務執行役員 代表取締役 専務執行役員(現任) (兼)金融・応用システム事業部長 (現任)	4.5
取締役	専務執行役員 生活流通事業 部長(兼)食品 システム事業 部長		昭和22年7月2日生	昭和62年10月 平成77年4月 平成成9年4月 平成成10年12年4月 平成成12年4月 平成成13年6月 平成成14年6月 平成15年6月	当社入社 情報システム事業部 情報サービス第2部長 リーテイルシステム事業部長 取締役 精藤股份有限公司董事長兼任(現任) 生活流通事業部長(現任) 常務取締役 取締役 常務執行役員 (兼)食品システム事業部長(現任) 取締役 専務執行役員(現任)	2.8
取締役	常務執行役員 人事・総務・ 法務審査担当	海野美久	昭和21年12月16日生	昭和61年4月 平成5年2月 平成10年4月 平成13年5月 平成13年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成15年4月	伊藤忠商事㈱産業電子機器部産業電子機器第二課長英 ITOCHU ELECTRONICS CO.LTD.社長(兼)独ITOCHU ELECTRONICSGMBH社長伊藤忠エレクトロニクス㈱ 社長伊藤忠テクノサイエンス㈱経営統括部門長代行同社取締役同社経営統括部門長当社取締役常務執行役員(現任)人事・総務・法務審査担当(現任)	1.8
取締役	常務執行役員 科学システム 事業部長	石 井 建 治	昭和22年2月6日	昭和44年4月 平成9年4月 平成15年4月 平成11年4月 平成12年4月 平成13年6月 平成15年4月 平成15年4月	当社入社 科学システム事業部長代行 取締役 科学システム事業部長 建設システム事業部長 執行役員 エ学システム事業部長 科学システム事業部長(現任) 取締役 常務執行役員(現任)	5.6
取締役	常務執行役員 社長付 特命事項担当	竹中公一	昭和23年3月22日	平成 8 年 4 月 平成11年 6 月 平成13年 1 月 平成14年 4 月 平成15年 3 月 平成15年 6 月	(株)第一勧業銀行[現 (株)みずは銀行] システム部長 同行取締役 情報システム企画室長 同行常務執行役員 (株)みずほ銀行常務執行役員 上野産業株)入社 社長室長 当社顧問 取締役 常務執行役員(現任) 社長付特命事項担当(現任)	0.5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)		
				平成8年6月	伊藤忠商事㈱情報産業メカトロシス テム部情報産業第一課長			
				平成 9 年10月	Itochu Technology, Inc.社長			
取締役	非常勤	± ⊢ 泌 #	昭和27年8月21日生	平成12年8月	同社情報産業ビジネス部長			
外间以	ᆉᇚᅗ	77 <u>1</u> 16 4E	明和27年0月21日 <u>主</u>		(兼)ネットベンチャー開発室長			
				平成15年4月	同社情報産業部門長			
				T # 45/5 C D	(兼)情報産業ビジネス部長(現任)			
				平成15年 6 月 平成 9 年10月	当社取締役(現任) 伊藤忠商事㈱情報産業事業部			
				一十八 9 午 10 月	伊藤心岡争(M)同報连耒争耒前 情報産業第一課長			
				平成12年4月	同報產業第一株及 同社情報産業部門企画開発室長			
HT 4本 4几	北学塾	声 职 代 业	四年00年6日40日生	1 13% 12	▎(兼)インフォ・アベニュー			
取締役	非常勤	同以风兀	昭和30年 6 月10日生 		株代表取締役社長			
				平成14年4月	同社情報産業部門ビジネスソリュー			
				T # 45/5 C D	ション部長(現任)			
				平成15年6月	当社取締役(現任) (数)第一類数組には、(数)では、(数			
				平成4年4月	㈱第一勧業銀行[現 ㈱みずほ銀行] 事務企画部長			
				平成7年5月	事物正画品及 同行本店審議役			
				平成7年3月	当社取締役			
			昭和16年7月6日生	平成8年6月	常務取締役			
監査役	常勤	諏訪木 義 之		平成10年4月	産業・金融システム事業部長	5.2		
				平成13年4月	ITコンサルティング・情報技術統			
				1 1.20 1 1 7 3	轄・人事総務・法務審査担当			
						平成13年 6 月	取締役 常務執行役員	
				平成15年6月	当社常勤監査役(現任)			
				平成5年4月	伊藤忠商事(株)			
				生活産業グループ 管理部長代行				
				平成7年4月	同社中国支社財務経理部長			
				平成11年4月	当社財務経理部長代行			
監査役	常勤	能勢八紘	昭和18年12月23日生	平成11年6月	財務経理部長	3.8		
				平成12年 6 月 平成13年 6 月	│ 取締役 │ 執行役員			
				平成13年6月	執112頁 取締役 執行役員			
				平成15年6月	当社常勤監査役(現任)			
				平成7年11月	伊藤忠商事㈱事業・審査部海外事業			
				, , , , , , , , , ,	チーム長代行			
監査役	非常勤	上 柴 田 寛	昭和24年8月26日生	平成8年5月	伊藤忠インターナショナル会社			
益且1又	11-市勤	木 四 見	P□↑HZ4++O月Z0口土	平成13年 6 月	伊藤忠商事㈱宇宙・情報・マルチメデ			
					ィアカンパニー事業・審査部長(現任)			
				平成13年6月	当社監査役(現任)			
				平成元年4月	伊藤忠商事㈱情報システム企画部			
				亚出10年7日	企画統轄チーム長 日社継維棒報へ画報告			
				平成10年7月 平成11年4月	│ 同社繊維情報企画部長 │ 同社繊維カンパニー			
監査役	非常勤	秋 光 実	昭和25年10月3日生	一个以口午4月	回社繊維ガンハーー チーフインフォメーションオフィサー			
	コヒ・ロキル		a.ineo 10/15 H T	平成12年4月	プープイプフォグープョフタフィッ 同社IT企画部長(現任)			
				平成12年 6 月	当社監查役			
				平成13年6月	当社監査役退任			
				平成15年6月	当社監査役(現任)			
			計			38.2		
H1								

- (注) 1
- 1 取締役井上裕雄、高取成光は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
 2 監査役柴田寛、秋光実は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
 3 当社では、コーポレートガバナンスを強化すべく、「経営の監督」と「業務の執行」を分離するため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は上記の兼務執行役員6名と以下の専任執行役員9名の15名で構成されております。

常務執行役員 鎌 日	田 稔	経営企画部長
執行役員 池 日	田 道 久	データセンター事業部長代行
執行役員 大 引	西 恭 二	データセンター事業部長
執行役員 人 身	見幸雄	公共システム事業部長 (兼)関西支社長
執行役員 大 原	京 章 生	ERPシステム事業部長
執行役員 宇於山	倚 進一郎	産業流通事業部長
執行役員 笹 カ	木 義 徳	エネルギー流通事業部長
執行役員 西村	対 隆 治	データセンター事業部 横浜・神戸センター営業部長
執行役員 菖蒲	田 徹	財務経理部長